

東京大学大学院数理科学研究科 助教 公募要項

1	職名及び人数	助教 2 名
2	採用予定日	2026 年 10 月 1 日以降なるべく早い時期
3	契約期間	期間の定めなし
4	試用期間	採用された日から6か月間
5	就業場所	大学院数理科学研究科(東京都目黒区駒場 3-8-1) 変更の範囲:本学の指定する場所(原則として、意に反して配置換または出向を命じることはない。詳細は「東京大学教員の就業に関する規程」第 4 条による。)
6	専門分野	とくに問わないが、応募資格を参照のこと
7	業務内容	1) 学部前期課程(1・2 年生)の数学演習 2) 学部後期課程(3・4 年生)の講義の補助と演習 3) その他大学院数理科学研究科における教育・研究業務等 変更の範囲:配置換、兼務及び出向を命じることがある(意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第 4 条による。)
8	就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間 45 分勤務したものとみなされる
9	休日	土・日、祝日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
10	休暇	年次有給休暇、特別休暇等
11	賃金等	学歴・職務経験等を考慮して決定する。昇給制度あり。 (参考)博士修了:34 万円～ 諸手当:賞与(年 2 回)、通勤手当(原則 55,000 円/月まで)の他、本学の規定に基づき支給する
12	加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
13	応募資格	・着任時に博士の学位を取得していること ・学部前期課程の数学演習が日本語で行えること
14	提出書類	1) 履歴書(様式は https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html からダウンロードのこと) ※研究上使用している名前が別にある場合には、特記事項にその旨を記載すること 2) 論文一覧表(主要論文 3 編に丸印を付すこと) 3) 論文(プレプリントも可、PDF 形式で 5 編以内) 4) これまでの研究内容を説明する文書 5) 研究計画書 6) 応募者の業績について照会可能な方 3 名の氏名および連絡先 7) ダイバーシティ推進についての抱負 (数理科学研究科では、「ハラスメントのない数理、数学科を」 https://www.ms.u-tokyo.ac.jp/news/h_sengen.pdf および東京大学では、「ダイバーシティ&インクルージョン宣言」 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/actions/di01.html に基づき、よりインクルーシブな環境の構築に取り組んでいる) 8) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書(以下の URL より様式をダウンロードして作成すること) https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/jp_declaration.docx
15	提出方法	応募書類は、すべての提出書類を 1 つのファイルにまとめ、zip 形式で圧縮すること。ファイル名は「応募者名.zip」とすること。 以下の Google フォームよりアップロードすること(Google アカウントが必要): https://forms.gle/wSoe1EzENAfrC8b36 Google フォームが利用できない場合は下記問い合わせ先のメールアドレス宛に添付ファイルとして提出すること。 いずれの場合も、3 日以内に受信確認メールを送付する。確認メールが届かない場合は、下記問い合わせ先までご連絡すること。
16	応募締切	2026 年 3 月 16 日(月)
17	問い合わせ先	〒153-8914 東京都目黒区駒場 3-8-1 東京大学大学院数理科学研究科 E-mail: math-application@ms.u-tokyo.ac.jp
18	募集者名称	国立大学法人東京大学

19	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙(屋外に指定喫煙場所あり)
20	その他	<ul style="list-style-type: none"> 取得した個人情報は、本人の採用選考以外の目的には利用しません。 「東京大学男女共同参画加速のための宣言(2009年3月3日)」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 産前・産後休業、育児休業、病気、介護等による休業期間については、履歴書に記載がある場合、選考の際に考慮します。 大学で日本語による数学教育を受けておらず、かつ日本語での数学講義経験がない場合には、大学1・2年生レベルの数学を日本語で説明した動画の提出を求めることがあります。 採用時点で外国法人や外国政府等と個人として契約している場合、または外国政府等から金銭その他の重要な利益を得ている場合には、外為法の規定により一定の技術共有が制限されることがあります。その結果、本学教職員としての職務の遂行に支障を生じる可能性があります。このような場合、当該契約・利益は、職務に必要な技術共有に支障のない範囲に留める必要があります。